

宅地建物取引士証

氏名 宮本 奎介
(平成4年6月15日生)

住所 東京都小平市花小金井3-13-9-14-202
登録番号 (東京) 第245117号
登録年月日 平成29年2月8日

平成34年2月21日まで有効

東京都知事 小池 百合子

交付年月日 平成29年2月22日
発行番号 第161314008号



従業者証明書
従業者証明番号 130110

従業者氏名 宮本 奎介 (平成4年6月15日生)
業務従事する 株式会社シティートータルプラン
事務所の名称 東京都練馬区東大泉
及び所在地 1丁目37番14号

この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。

証明書有効期間 令和2年6月1日から
令和7年5月31日まで


免許番号 国土交通大臣(7)第63214号
東京都知事

商号又は名称 株式会社シティートータルプラン
東京都練馬区東大泉1丁目37番14号

代表取締役 井口 雅弘

(平成25年1月撮影)

主たる事務所の所在地
代表者氏名



備考	東京都練馬区	住所書換	平成30年1月4日
	関町南4-1-12		東京都都市整備局住宅政策推進部
	コート吉祥寺201	住所書換	令和元年9月18日
	東京都西東京市		東京都住宅政策本部住宅企画課
	北町2-3-28		

注意事項

- 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。

備考

宅地建物取引業法抜粋

第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。